

令和4年6月6日

株式会社ミカミ

代表取締役 三上 靖彦

新型コロナウイルス感染症に関する当社の取組みについて【第八版】

新型コロナウイルスによる感染症に罹患された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、地域住民の皆さま、お客さま、全従業員および家族の健康と安全確保を最優先に関係各所と連携するとともに当社における取組みを実施いたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

《取組み内容》

1. 感染予防対策

(1) 3つの密（密閉、密集、密接）の回避

- 会議等を行う際は、最小限の人数で行い終了時刻を設定し、極力短時間とする。
- 移動の際、利用する車輦内でのマスク着用の徹底及び定期的な換気を実施する。
直行・集合・直帰を臨機応変に対応し、複数人乗車の密集を回避する。
- 飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）による感染拡大を防ぐために、できる限り人との間隔を空ける。
- 「新しい生活様式」を実践し、感染症予防対策を徹底する。
- 茨城県が推奨する「基本的な感染症対策（令和4年5月6日発表）」を遵守してください。
(茨城県 HP より https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/220506_stage1.html)

(2) 健康管理

- 出社する際には必ず検温を行い、発熱（37.5°C以上）、風邪の症状、倦怠感、臭覚・味覚に異常があれば出社禁止とする。

(3) マスク着用の徹底

- 感染拡大防止のため、社内、車中（複数人乗車）、顧客等との打合せ時には必ずマスクを着用する。
- マスク着用の考え方については、「内閣官房事務連絡（令和4年5月27日連絡）」を遵守してください。
(内閣官房 HP より https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220527.pdf)

(4) 消毒・換気活動

- 定期的なドアノブやスイッチ等の消毒活動及び換気活動を徹底する。

(5) テレワーク勤務

- 感染拡大防止のためテレワークを積極的に活用する。

2. 従業員が感染した場合の対策

- 従業員の感染が確認された場合には、所轄保健所、指定医療機関の指示に従って行動する。
- 消毒清掃期間中は原則全従業員の出社を禁止とし、消毒清掃終了後に役員会の判断結果を踏まえ、感染予防

を徹底した上で出社日を設定する。

■消毒清掃期間中はテレワーク（web 会議を含む）勤務とする。

■濃厚接触者として認定された従業員は、PCR 検査の結果、陰性であっても 7～10 日間若しくは保健所等の指示による期間、自宅待機（テレワーク勤務）とする。

3. 家族（同居人）が感染若しくは濃厚接触者の可能性がある場合の対策

■従業員への安全配慮と感染拡大防止を考慮し、当該従業員の家族（同居人）が感染若しくは濃厚接触者の可能性がある場合は、7～10 日間若しくは保健所等の指示による期間、自宅待機（テレワーク勤務）とする。

■当該従業員の家族（同居人）が濃厚接触者で PCR 検査の結果、陰性の場合であっても 7～10 日間若しくは保健所等の指示による期間、自宅待機（テレワーク勤務）とする。

■当該従業員の家族（同居人）が濃厚接触者で PCR 検査の結果、陽性の場合には検査結果の日の翌日から 7～10 日自宅待機（テレワーク勤務）とし、自身の PCR 検査の結果、陰性の場合であっても 7～10 日間若しくは保健所等の指示による期間、自宅待機（テレワーク勤務）とする。

以 上